

哲翁病院では、卒業後、当院へ就職を希望する看護学生さんに、奨学金を貸与することにより修学を支援いたします

#### 医療法人博愛会哲翁病院奨学金制度について

##### 第1、対象・条件

奨学金制度は、看護学校等に在籍する学生の方で、卒業後、常勤の看護師として哲翁病院（以下「当院」といいます。）に勤務していただくことを条件に奨学金を貸与するものです。

##### 第2、奨学金の額

奨学金の額は月額5万円、1学年につき60万円までとします。

##### 第3、貸与方法

奨学生になられた月から卒業される年度まで、毎年4月及び10月に奨学金の2分の1に相当する額を貸与いたします。

##### 第4、貸与期間

貸与期間は、奨学生になられた月から看護学校等を卒業される年度（最長4年間）までの期間です。

なお、奨学金は無利息です。

##### 第5、奨学金の返還の免除

看護学校等を卒業後、看護師として当院に常勤職員として勤務され、引き続き奨学金貸与期間相当の期間勤務したときは奨学金の返還が免除されます。

ただし、1年以上勤務された場合には、1年につき1年間分の奨学金の返還を免除します。

## 第6、 奨学生の資格取り消し

次の項目の一に該当した場合は、資格が取り消されます。

- ① 自己の都合により、奨学生を辞退したとき
- ② 自己の都合、または学則の定めるところにより看護学校等を退学したとき
- ③ 新たな学年に進級できないとき
- ④ その他奨学生が奨学金貸与の目的を達成される見込みがなくなると認められるとき

## 第7、 奨学金の返還

奨学生が第5に掲げる場合を除き、次の項目に該当したときは奨学金の全額を一括して返還していただくこととなります。

- ① 前記第6に該当し、奨学生の資格が取り消しとなったとき
- ② 当院の職員採用試験に不合格となったとき
- ③ 卒業当年に看護師の免許が取得できないとき（ただし、卒業後当院に勤務した場合、1年間の猶予規定あり）

なお、期日指定の日までに返還しなかったときには、当院規程により延滞金を徴収します。

## 第8、 貸与の申請

奨学金の貸与を希望される方は、下記書類を提出していただきます。

- ① 奨学生申請書（別紙様式）
- ② 看護学校等の入学許可書（写）若しくは在学証明書
- ③ 履歴書及び高等学校の成績証明書または看護学校等の成績証明書

提出された書類、面接などにより決定を行います。

## 第9、 保証人

奨学金の貸与を希望される方は、連帯保証人（一定の職業をもち、かつ、独立した生計を有している者）2名が必要となります。

詳しいことにつきましては、お気軽に下記まで

ご相談ください。お待ちしております。

【相談窓口・お問い合わせ先】

医療法人博愛会 哲翁病院事務部 総務課まで

TEL： 0957-86-3226 (代)

住 所： 〒859 - 2502 長崎県南島原市口之津町甲 1181 番地